

豊前豊後沿岸海岸保全基本計画
海岸保全施設整備基本計画書

～ひとと自然の調和を図り、
安全で美しく、いきいきした海岸へ～

平成28年3月

平成28年8月一部改訂

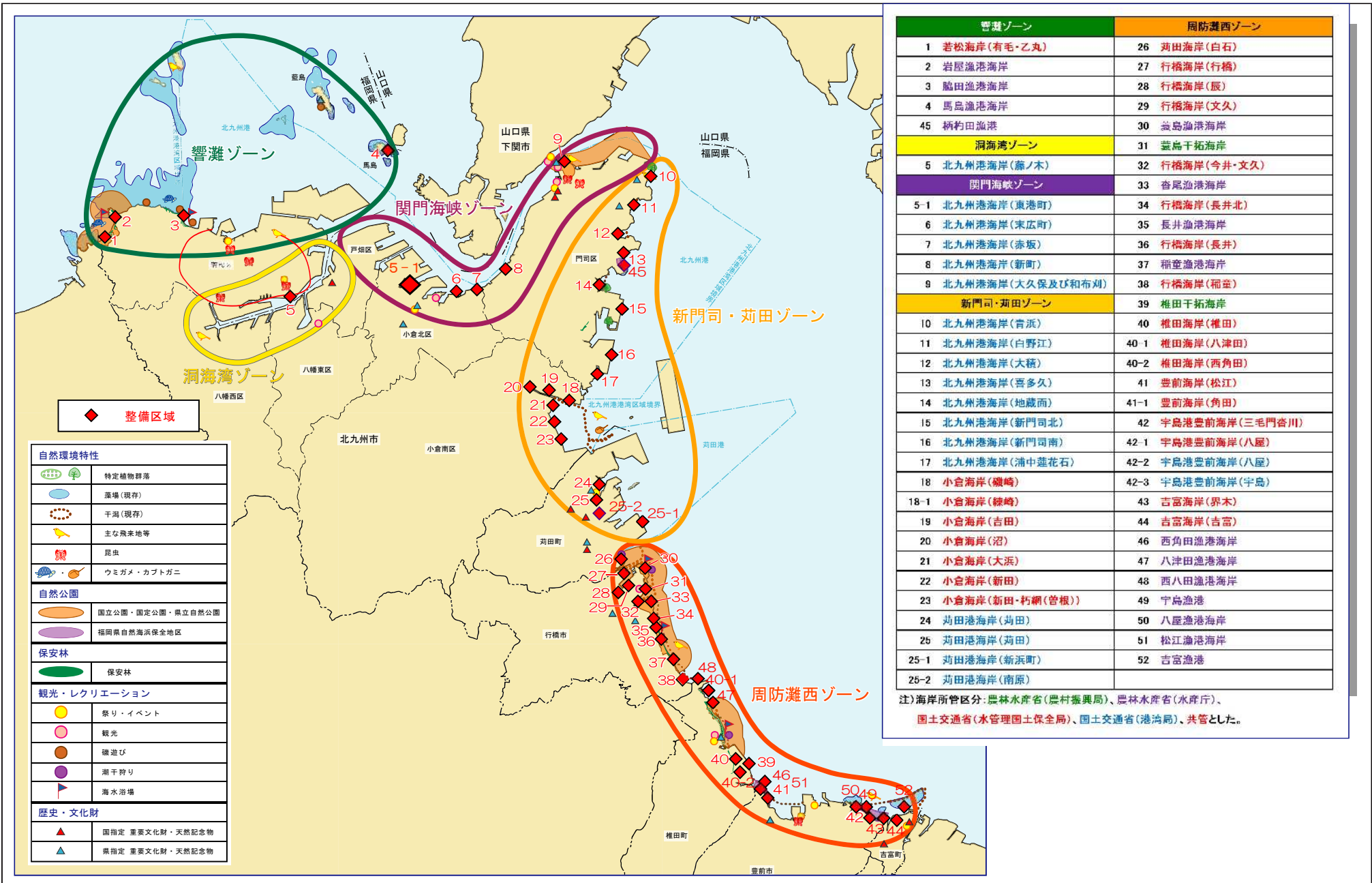
平成29年3月一部改訂

令和 3年3月一部改訂

令和 4年9月一部改訂

福 岡 県

大 分 県



海岸保全施設を整備しようとする区域一覧(福岡県)

海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域：（福岡県 1/5）

ゾーン名	区域番号	地 区	配 置						受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	
			区 域	既存施設規模		種類(現況)	計画施設規模 ^{注2)}		種 類 ^{注2)}	地 域			状 況
				地 名	延長 (m)		代表堤防高 (m)	延長 (m)					
響 灘	1	若松海岸 有毛・乙丸地区	北九州市若松区大字有毛地先	891	—	—	891	T.P.+3.00～ T.P.+4.50	護岸、潜堤	北九州市若松区	森林	<p>護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>潜堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	
	2	岩屋漁港海岸	北九州市若松区大字有毛地先	783.7	T.P.+3.90～ T.P.+2.70	護岸	783.7	T.P.+3.90～ T.P.+2.70	護岸	北九州市若松区	住宅地、森林	<p>護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>潜堤・人工リーフは、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	
				100	T.P.-1.3	潜堤・人工リーフ	100	T.P.-1.3	潜堤・人工リーフ				
				2基	—	標識灯	2基	—	標識灯				
	3	脇田漁港海岸	北九州市若松区大字安屋地先	250	T.P.-1.30～ T.P.-2.30	潜堤・人工リーフ	250	T.P.-1.30～ T.P.-2.30	潜堤・人工リーフ	北九州市若松区	住宅地、森林	<p>護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>突堤、潜堤・人工リーフは、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>	
				194.1	T.P.+3.70	護岸	194.1	T.P.+3.70	護岸				
				150	—	突堤	150	—	突堤				
				1式	—	付帯施設	1式	—	付帯施設				
				28	—	取付道	28	—	取付道				
				2基	—	標識灯	2基	—	標識灯				
4	馬島漁港海岸	北九州市小倉北区大字馬島地先	—	—	—	520	—	養浜	北九州市小倉北区	農地、公共用地	<p>養浜は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、土砂収支の変化に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>		
45	柄杓田漁港	北九州市門司区大字柄杓田地先	696.4	T.P.+4.50～ T.P.+3.90	護岸	696.4	T.P.+4.50～ T.P.+3.90	護岸	北九州市門司区	住宅地、森林	<p>老朽化した海岸保全施設の改良・補修等により必要な防護機能の確保に努める。</p>		
洞海湾	5	北九州港海岸 藤ノ木地区	北九州市若松区藤木～藤ノ木地先	3,210	T.P.+1.49	護岸	3,210	T.P.+3.00～ T.P.+4.50	護岸	北九州市若松区	再開発用地、住宅地	<p>老朽化した施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努め、背後の土地利用計画に併せて親水性・利便性の向上を図る。</p>	
関門海峡	5-1	北九州港海岸 東港町地区	北九州市小倉北区東港地先	1,357	T.P.+2.20～ T.P.+3.40	護岸	3,210	T.P.+2.20～ T.P.+3.40	護岸	北九州市小倉北区	工業用地	<p>老朽化した海岸保全施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。</p>	
	6	北九州港海岸 末広町地区	北九州市小倉北区末広町地先	810	T.P.+3.06～ T.P.+4.55	護岸	810	T.P.+3.00～ T.P.+7.00	護岸	北九州市小倉北区	工業用地、港湾	<p>施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努め、背後の土地利用計画に併せて親水性・利便性の向上を図る。</p>	
	7	北九州港海岸 赤坂地区	北九州市小倉北区赤坂海岸地先	1,090		工業用地、公共用地	<p>施設の改良・補修等により、背後の遊歩道（公共用財産）の防護に必要な機能確保に努めるとともに、背後の土地利用に併せて利便性の向上を図る。</p>						
	8	北九州港海岸 新町地区	北九州市門司区大里本町地先	620		北九州市門司区	公共用地		<p>海岸保全施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。</p>				
	9	北九州港海岸 大久保及び布刈地区	北九州市門司区大字旧門司～大久保地先	1,840		北九州市門司区	住宅地、工業用地		<p>和布刈神社の行事や景観に十分配慮しながら、背後の遊歩道（公共用財産）の防護に必要な機能確保に努める。</p>				
10	北九州港海岸 青浜地区	北九州市門司区大字田野浦～白野江地先	2,620	T.P.+2.16～ T.P.+6.76		護岸	2,620		T.P.+5.00～ T.P.+9.00	護岸	北九州市門司区	住宅地、農地、森林	<p>施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。また周回道路の整備に合わせ、釣りなど利用面への配慮を検討し、親水性・利便性の向上を図る。</p>

注1) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。

注2) 海岸保全施設の規模、種類については、周辺住民や海岸利用者の意向、社会経済情勢や技術開発の進捗等に留意して決定する。

海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域：（福岡県 2/5）

ゾーン名	区域番号	地 区	配 置						受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	
			区 域		既存施設規模		計画施設規模 ^{注2)}		種 類 ^{注2)}	地 域			状 況
			地 名	延長 (m)	代表堤防高 (m)	種類(現況)	延長 (m)	代表堤防高 (m)					
新門司・苅田	11	北九州港海岸 白野江地区	北九州市門司区白野江地先	1,910		護岸	1,910		護岸	北九州市門司区	住宅地、農地、港湾	施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努めるとともに、海浜を活用しながら親水性・利便性の向上を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	12	北九州港海岸 大積地区	北九州市門司区大字大積地先	890		護岸	890		護岸	北九州市門司区	住宅地、道路、農地、森林、公共用地	二線堤について防護面で機能を十分評価した上で、その取り扱いを検討するとともに、前面の干潟の積極的保全を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	13	北九州港海岸 喜多久地区	北九州市門司区大字喜多久地先	400		護岸	400		護岸	北九州市門司区	住宅地、農地、森林	施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努めるとともに、海浜を活用しながら親水性・利便性の向上を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	14	北九州港海岸 地蔵面地区	北九州市門司区大字伊川～猿喰地	1,470	T.P.+2.16～ T.P.+6.76	護岸、突堤、潜堤、養浜	1,470	T.P.+5.00～ T.P.+9.00	護岸、突堤、潜堤、養浜	北九州市門司区	住宅地、農地、道路	整備を継続し、マリナと連携した海浜公園として、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、親水性あふれる人工海浜整備を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤・潜堤は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 養浜は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、土砂収支の変化に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	15	北九州港海岸 新門司北地区	北九州市門司区新門司北地先	1,790		護岸	1,790		護岸	北九州市門司区	工業用地、港湾	港湾機能の支障がないよう、防護ラインを検討の上、必要な防護機能の確保に努める。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	16	北九州港海岸 新門司南地区	北九州市門司区新門司地先	1,980		護岸	1,980		護岸	北九州市門司区	工業用地	施設の改良等により必要な防護機能の確保に努める。（※留意事項として、港湾計画では前面を埋立てる計画である）	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	17	北九州港海岸 浦中蓮花石地区	北九州市門司区大字恒見地先	1,450		護岸	1,450		護岸	北九州市門司区	住宅地、工業用地	施設の新設・改良により、必要な防護機能の確保に努める。防護面では特に住宅地前面の無堤区間に留意するとともに、海浜を活用しながら親水性・利便性の向上を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	18	小倉海岸 磯崎地区	北九州市小倉南区大字吉田地先	1,150	T.P.+5.11	堤防	1,150	T.P.+6.20	堤防	北九州市小倉南区	農地	前面の首根干潟の保全に十分配慮しつつ、施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	18-1	小倉海岸 練崎地区	北九州市小倉南区大字吉田地先	450	T.P.+4.05	堤防	450	T.P.+6.20	堤防	北九州市小倉南区	住宅地、工業用地	前面の首根干潟の保全に十分配慮しつつ、施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	19	小倉海岸 吉田地区	北九州市小倉南区大字吉田～中吉田地先	1,888	T.P.+4.48	堤防	1,888	T.P.+6.20	堤防	北九州市小倉南区	農地、住宅地、公共用地	前面の首根干潟の保全に十分配慮しつつ、施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	20	小倉海岸 沼地区	北九州市小倉南区沼南町地先	380	T.P.+4.75	堤防	380	T.P.+6.20	堤防	北九州市小倉南区	公共用地、市街地	前面の首根干潟の保全に十分配慮しつつ、施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	21	小倉海岸 大浜地区	北九州市小倉南区沼南町～中曽根東地先	2,770	T.P.+3.78	堤防	2,770	T.P.+6.20	堤防	北九州市小倉南区	住宅地、工業用地、農地、公共用地	前面の首根干潟の保全に十分配慮しつつ、施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	22	小倉海岸 新田地区	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	820	T.P.+3.71	堤防	820	T.P.+6.20	堤防	北九州市小倉南区	住宅地、農地	前面の首根干潟の保全に十分配慮しつつ、施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	23	小倉海岸 新田・朽網(曾根)地区	北九州市小倉南区大字曾根新田地先	1,670	T.P.+6.00	堤防	1,670	T.P.+6.20	堤防	北九州市小倉南区	住宅地、農地	前面の首根干潟の保全に十分配慮しつつ、施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	24	苅田港海岸 苅田地区	苅田町幸町～港町地先	2,022	T.P.+3.84	護岸	2,022	T.P.+6.20	護岸	苅田町	工業用地、公共用地	港湾利用に配慮しながら、施設の老朽化等に伴う改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	25	苅田港海岸 浜地区	苅田町磯浜町～港町地先	1,078	T.P.+3.95	護岸	1,078	T.P.+6.20	護岸	苅田町	工業用地、公共用地	港湾利用に配慮しながら、施設の老朽化等に伴う改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	25-1	苅田港海岸 新浜町地区	苅田町磯浜町地先	2,543	T.P.+4.13	護岸	2,543	T.P.+6.20	護岸	苅田町	工業用地、公共用地	港湾利用に配慮しながら、施設の老朽化等に伴う改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
25-2	苅田港海岸 南原地区	苅田町南原地先	1,720	T.P.+4.46	護岸	1,720	T.P.+6.20	護岸	苅田町	工業用地、公共用地	港湾利用に配慮しながら、施設の老朽化等に伴う改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	

注1) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。

注2) 海岸保全施設の規模、種類については、周辺住民や海岸利用者の意向、社会経済情勢や技術開発の進捗等に留意して決定する。

海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域：（福岡県 3/5）

ゾーン名	区域番号	地 区	配 置						受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	
			区 域		既存施設規模		計画施設規模 ^{注2)}		種 類 ^{注2)}	地 域			状 況
			地 名	延長 (m)	代表堤防高 (m)	種類(現況)	延長 (m)	代表堤防高 (m)					
周防灘西	26	苅田海岸 白石地区	行橋市大字与原～二崎地先	3,627	T.P.+6.20	堤防	3,627	T.P.+6.20	堤防	苅田町	住宅地、農地	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
	27	行橋海岸 行橋地区	行橋市大字大橋地先	3,742	T.P.+4.37	堤防	3,742	T.P.+6.20	堤防	行橋市	住宅地、農地	県立自然公園に指定されており、海域環境や景観に配慮しながら、一部要改良区間が残るため、施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	
	28	行橋海岸 辰地区	行橋市大字金屋地先	1,762	T.P.+4.61	堤防	1,762	T.P.+6.20	堤防	行橋市	住宅地、農地	県立自然公園に指定されており、海域環境や景観に配慮しながら、一部要改良区間が残るため、施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	
	29	行橋海岸 文久地区	行橋市大字今井～葦島地先	1,692	T.P.+3.74	堤防	1,692	T.P.+6.20	堤防	行橋市	住宅地、農地、 公共用地	県立自然公園に指定されており、海域環境や景観に配慮しながら、一部要改良区間が残るため、施設の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	
	30	葦島漁港海岸	行橋市大字葦島地先	2,141	T.P.+4.48～ T.P.+7.20	護岸	2,141	T.P.+6.20	護岸	行橋市	住宅地、森林	県立自然公園に指定されており、海域環境や景観に配慮しながら、護岸の嵩上げや面的防護方式の採用等により、必要な防護機能の確保に努めるとともに、海水浴や潮干狩り等にも配慮し利便性の向上を図る。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				2箇所	—	昇降路	2箇所	—	昇降路				
				3箇所	—	階段	3箇所	—	階段				
				1箇所	—	陸間	3箇所	—	陸間				
	31	葦島干拓海岸	行橋市大字葦島地先	1,340	T.P.+7.00	堤防	1,340	T.P.+5.00～ T.P.+8.00	堤防	行橋市	住宅地、農地、 公共用地	県立自然公園に指定されており、海域環境や景観に配慮しながら、高潮等による浸水被害に対する防護機能の確保に努める。	
	32	行橋海岸 今井・文久地区	行橋市大字今井地先	592	T.P.+4.89	堤防	592	T.P.+6.20	堤防	行橋市	住宅地、農地	県立自然公園に指定されており、海域環境や景観に配慮しながら、全区間において堤防高が不足しているため、天然の消波機能を有する前面砂州を保全・活用しつつ施設の改良により、必要な防護機能の確保に努める。	
	33	杵尾漁港海岸	行橋市大字杵尾地先	746.3	T.P.+4.80	護岸	746.3	T.P.+4.80	護岸	行橋市	住宅地、森林	県立自然公園に指定されており、海域環境や景観に配慮しながら、蔵川沿いの護岸の改良・補修等により、必要な防護機能の確保に努める。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				5箇所	—	排水溝	5箇所	—	排水溝				
				6箇所	—	陸間	6箇所	—	陸間				
	34	行橋海岸 長井北地区	行橋市大字長井地先	378	T.P.+5.34	護岸、突堤、養浜	378	T.P.+6.20	護岸、突堤、養浜	行橋市	住宅地、森林、農地	県立自然公園に指定されており、海域環境や景観に配慮しながら、隣接する長井漁港海岸と連携し、必要な防護機能の確保に努め、海水浴場としての利便性の向上を図る。	
35	長井漁港海岸	行橋市大字長井地先	380	T.P.+5.20	護岸	380	T.P.+5.20	護岸	行橋市	住宅地、農地	県立自然公園に指定されており、海域環境や景観に配慮しながら、隣接する長井漁港海岸と連携し、必要な防護機能の確保に努め、海水浴場としての利便性の向上を図る。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 陸間は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、施設の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 養浜は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、土砂収支の変化に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
			310	T.P.+3.40	離岸堤	310	T.P.+3.40	離岸堤					
			2箇所	—	昇降路	2箇所	—	昇降路					
			2箇所	—	陸間	2箇所	—	陸間					

注1) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。

注2) 海岸保全施設の規模、種類については、周辺住民や海岸利用者の意向、社会経済情勢や技術開発の進捗等に留意して決定する。

海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域：（福岡県 4/5）

ゾーン名	区域番号	地 区	配 置						受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法	
			区 域		既存施設規模		計画施設規模 ^{注2)}		種 類 ^{注2)}	地 域			状 況
			地 名	延長 (m)	代表堤防高 (m)	延長 (m)	代表堤防高 (m)	種 類					
周防灘西	36	行橋海岸長井地区	行橋市大字長井～稲童地先	1,216	—	護岸	1,216	T.P.+6.20	護岸	行橋市	住宅地、森林、農地	県立自然公園に指定されており、海域環境や景観に配慮しながら、施設の新設・改良により、必要な防護機能の確保に努めるとともに、区域内にある林野庁所管の防潮堤と一体的な機能の発揮に努める。	護岸は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	37	稲童漁港海岸	行橋市大字稲童地先	—	—	—	—	T.P.+5.00～T.P.+8.00	—	行橋市	住宅地、森林、農地	県立自然公園に指定されており、海域環境や景観に配慮しながら、施設の新設・改良により、必要な防護機能の確保に努めるとともに、区域内にある林野庁所管の防潮堤と一体的な機能の発揮に努める。	—
	38	行橋海岸稲童地区	行橋市大字稲童～松原地先	1,040	T.P.+3.90	堤防	1,040	T.P.+6.20	堤防	行橋市	住宅地、農地、公共用地	前面の干潟の保全に配慮しつつ、施設の新設・改良により、必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	39	椎田千拓海岸	築上町大字湊地先	4,563	T.P.+7.00	堤防	4,563	T.P.+5.00～T.P.+8.00	堤防	築上町	住宅地、農地	高潮等による浸水被害に対する防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	40	椎田海岸椎田地区	築上町大字湊地先	1,924	T.P.+3.70	堤防	1,924	T.P.+6.20	堤防	築上町	住宅地、農地	二線堤であり環境対策での要望があるため、住民と防護面の機能を十分評価した上で、その取り扱いを検討する。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	40-1	椎田海岸八津田地区	築上町大字西八津田地先	3,440	T.P.+3.17	堤防	3,440	T.P.+6.20	堤防	築上町	住宅地、農地	老朽化した海岸保全施設の改良・補修等により必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	40-2	椎田海岸西角田地区	築上町椎田地先	1,390	T.P.+3.82	堤防	1,390	T.P.+6.20	堤防	築上町	住宅地、農地	—	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	41	豊前海岸松江地区	豊前市大字松江地先	1,230	T.P.+4.82	堤防	1,230	T.P.+6.20	堤防	豊前市	住宅地、農地	自然海浜保全地区に指定されており、海域環境や景観に配慮しながら、老朽化した海岸保全施設の改良・補修等により必要な防護機能の確保に努める。また、区域内にある林野庁所管の防潮堤と一体的な機能の発揮に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	41-1	豊前海岸角田地区	豊前市	342	T.P.+4.92	堤防	342	T.P.+6.20	堤防	豊前市	住宅地、農地	—	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	42	宇島港豊前海岸三毛門杵川地区	豊前市大字三毛門地先	2,196	T.P.+5.36	堤防	2,196	T.P.+6.20	堤防	豊前市	住宅地、農地	自然海浜保全地区に指定されており、海域環境や景観に配慮しながら、面的防護方式の採用及び改良・補修等により必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	42-1	宇島港豊前海岸八屋地区	豊前市大字八屋地先	284	T.P.+4.31	堤防	284	T.P.+6.20	堤防	豊前市	住宅地、農地	—	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	42-2	宇島港豊前海岸八屋地区	豊前市大字八屋地先	2,087	T.P.+4.34	堤防	2,087	T.P.+6.20	堤防	豊前市	工業用地、公共用地	—	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	42-3	宇島港豊前海岸宇島地区	豊前市大字宇島～八屋地先	2,324	T.P.+3.99	堤防	2,324	T.P.+6.20	堤防	豊前市	工業用地、公共用地	—	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	43	吉富海岸界木地区	吉富町大字直江地先	365	T.P.+6.34	堤防	365	T.P.+6.20	堤防	吉富町	住宅地、農地	老朽化した海岸保全施設の改良・補修等により必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	44	吉富海岸吉富地区	吉富町大字直江地先	705	T.P.+6.27	堤防	705	T.P.+6.20	堤防	吉富町	住宅地、農地	老朽化した海岸保全施設の改良・補修等により必要な防護機能の確保に努める。	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	46	西角田漁港海岸	築上町大字有安地先	166	T.P.+4.20	2号堤防	166	T.P.+4.20	2号堤防	築上町	住宅地、農地	—	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
300				T.P.+4.20	3号堤防	300	T.P.+4.20	3号堤防					

注1) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。

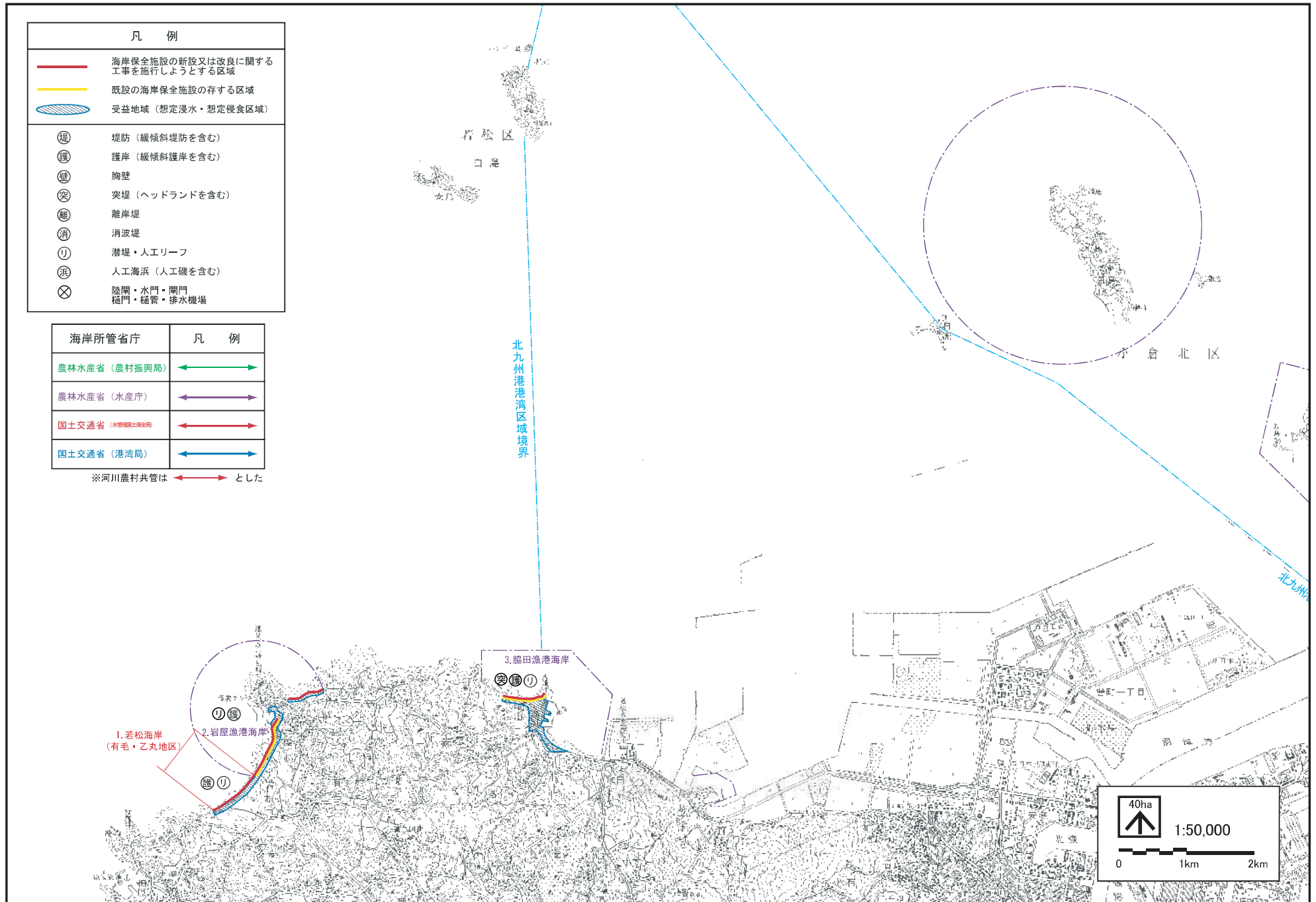
注2) 海岸保全施設の規模、種類については、周辺住民や海岸利用者の意向、社会経済情勢や技術開発の進捗等に留意して決定する。

海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域：（福岡県 5/5）

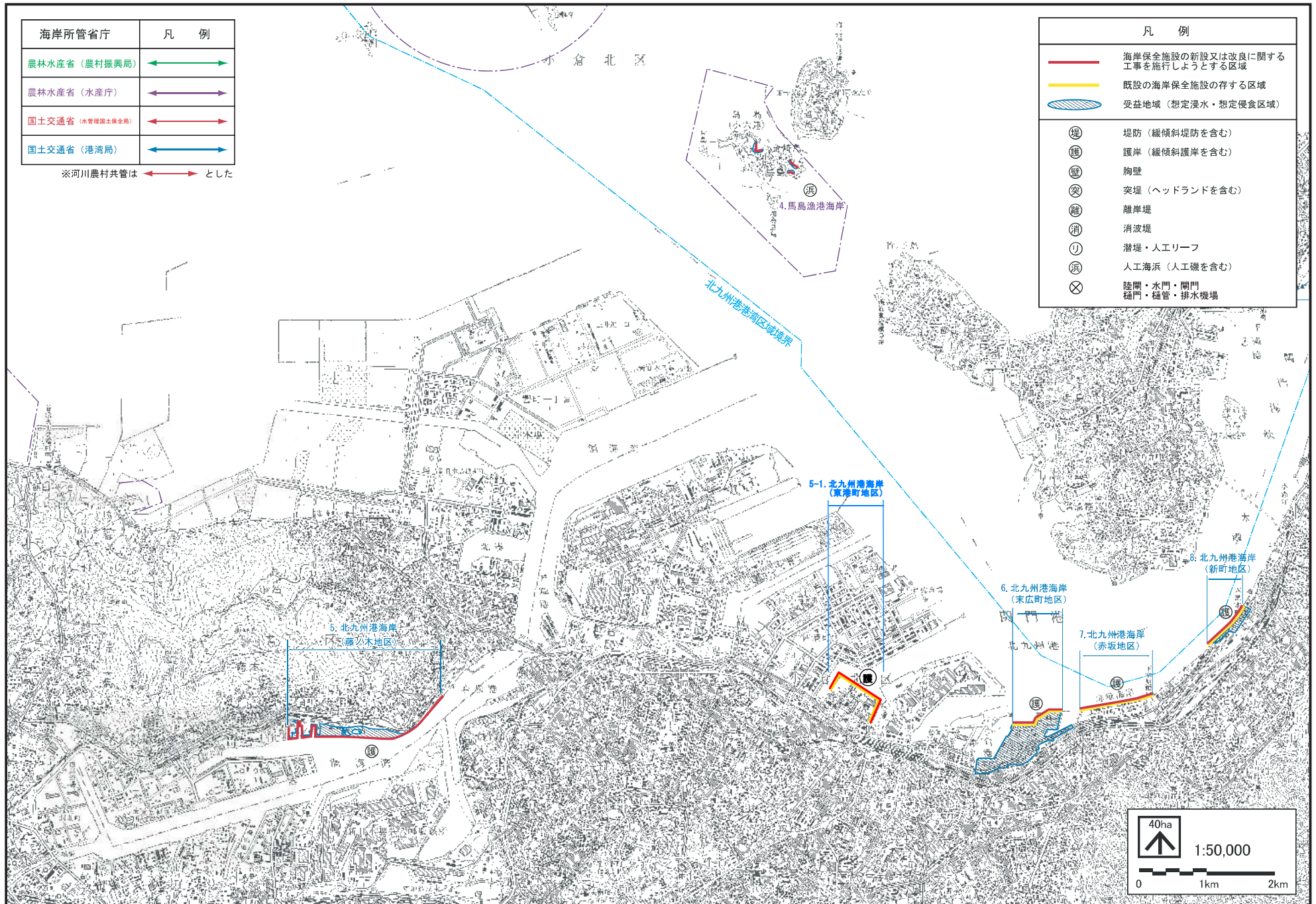
ゾーン名	区域 番号	地 区	配 置						受益の地域		整備の方向性	維持又は修繕の方法		
			区 域	既存施設規模			計画施設規模 <small>注2)</small>			種 類 <small>注2)</small>			地 域	状 況
				地 名	延長 (m)	代表堤防高 (m)	種類(現況)	延長 (m)	代表堤防高 (m)					
周防灘西	47	八津田漁港海岸	築上町大字留津地先	280	T.P.+2.10	8号堤防	280	T.P.+2.10	8号堤防	築上町	住宅地、農地	-	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	
				60	T.P.+2.10	C護岸	60	T.P.+2.10	C護岸					
				40	T.P.+2.10	6号堤防	40	T.P.+2.10	6号堤防					
				150	T.P.+2.10	2号堤防	150	T.P.+2.10	2号堤防					
				170	T.P.+2.10	3号堤防	170	T.P.+2.10	3号堤防					
				115	T.P.+3.20	4号堤防	115	T.P.+3.20	4号堤防					
				140	T.P.+3.50	1号堤防	140	T.P.+3.50	1号堤防					
48	西八田漁港海岸	築上町大字西八田地先	140	T.P.+5.90	2号堤防	140	T.P.+5.90	2号堤防	築上町	住宅地、農地	-	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
			122.3	T.P.+2.90～+4.10 T.P.+1.20～+2.20	3号堤防	122	T.P.+2.90～+4.10 T.P.+1.20～+2.20	3号堤防						
49	宇島漁港	豊前市大字宇島地先	1,140.5	T.P.+6.19	堤防	-	-	-	豊前市	住宅地、農地	-	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
50	八屋漁港海岸	豊前市大字八屋地先	512	T.P.5.00～T.P.7.80	堤防	512	T.P.5.00～T.P.7.80	堤防	豊前市	住宅地、農地	-	護岸・堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
			658	T.P.5.20～T.P.6.80	護岸	658	T.P.5.20～T.P.6.80	護岸						
51	松江漁港海岸	豊前市大字松江地先	459	T.P.5.10～T.P.8.20	堤防	459	T.P.5.10～T.P.8.20	堤防	豊前市	住宅地、農地	-	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
52	吉富漁港	吉富町大字小祝地先	1,260	T.P.6.20	堤防	1,260	T.P.6.20	堤防	吉富町	農地、工業用地	-	堤防は、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		

注1) 記載にあたっては、旧海岸法第23条「海岸保全施設の整備基本計画」の作成要領等を参考とした。

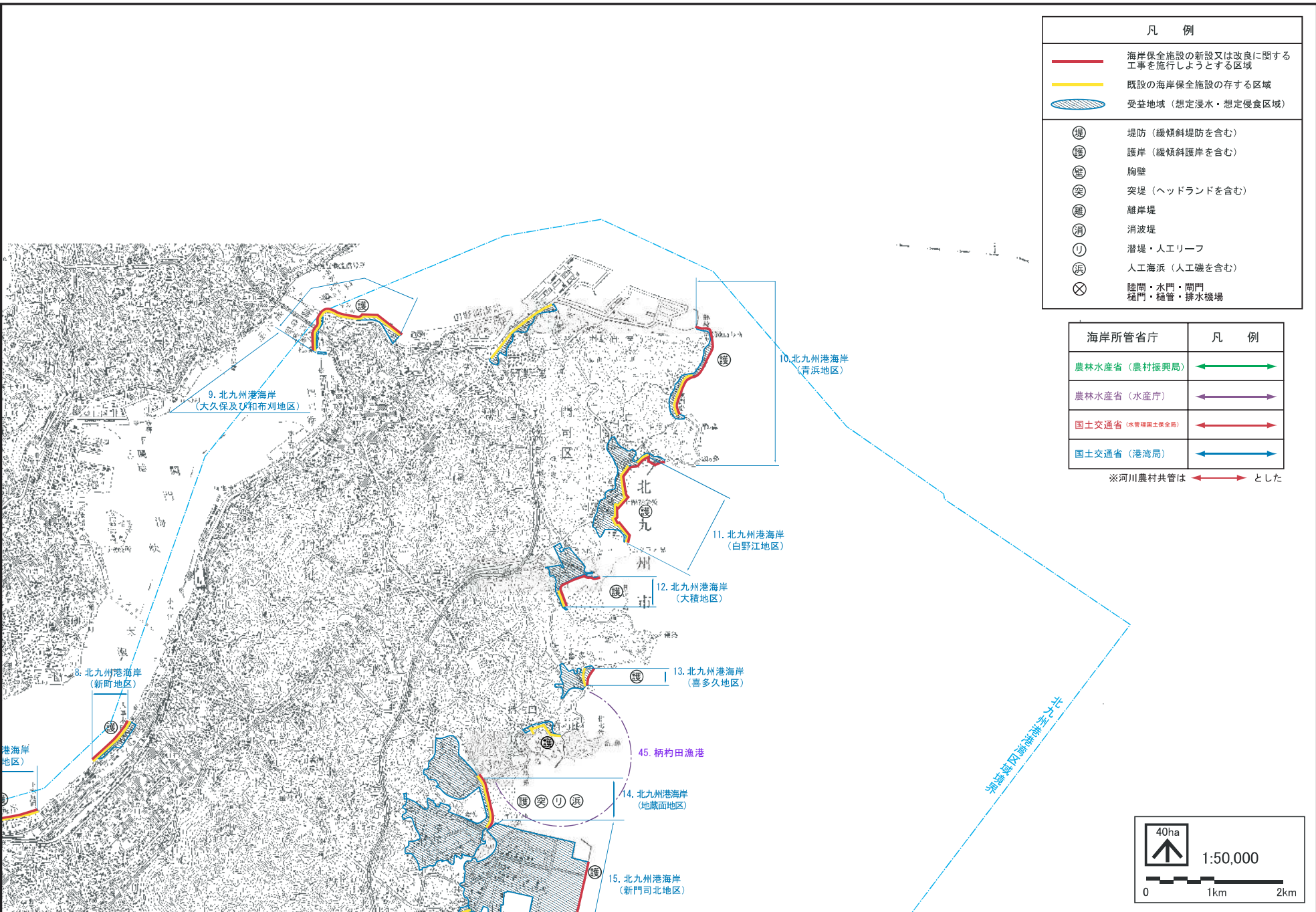
注2) 海岸保全施設の規模、種類については、周辺住民や海岸利用者の意向、社会経済情勢や技術開発の進捗等に留意して決定する。



海岸保全施設の整備区域、種類、規模、配置及び受益の地域図：（福岡県 1/6）



海岸保全施設の整備区域、種類、規模、配置及び受益の地域図：（福岡県 2/6）

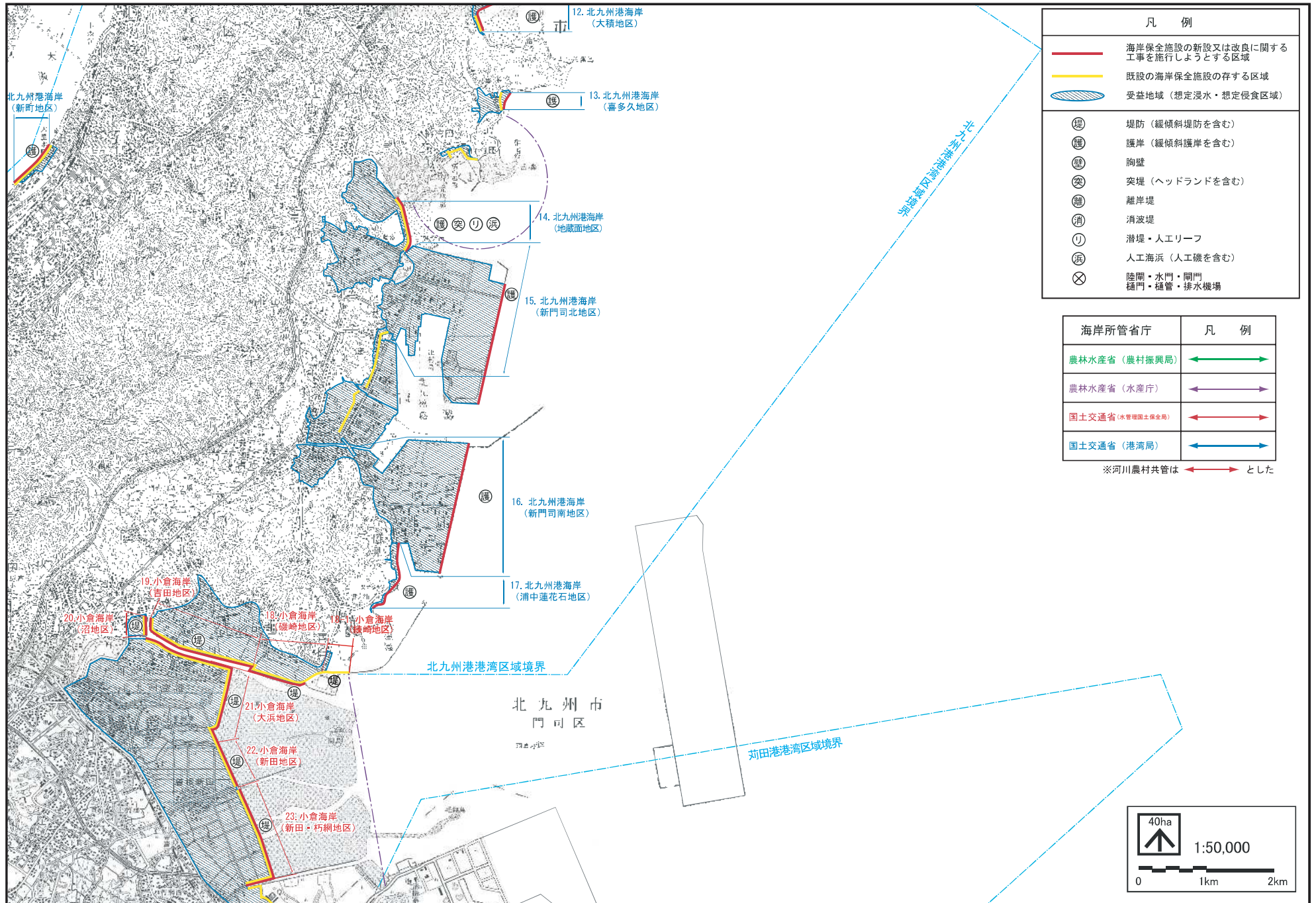


凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	受益地域 (想定浸水・想定侵食区域)
	堤防 (縦傾斜堤防を含む)
	護岸 (縦傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤
	潜堤・人工リーフ
	人工海浜 (人工磯を含む)
	陸開・水門・開門 植門・植管・排水機場

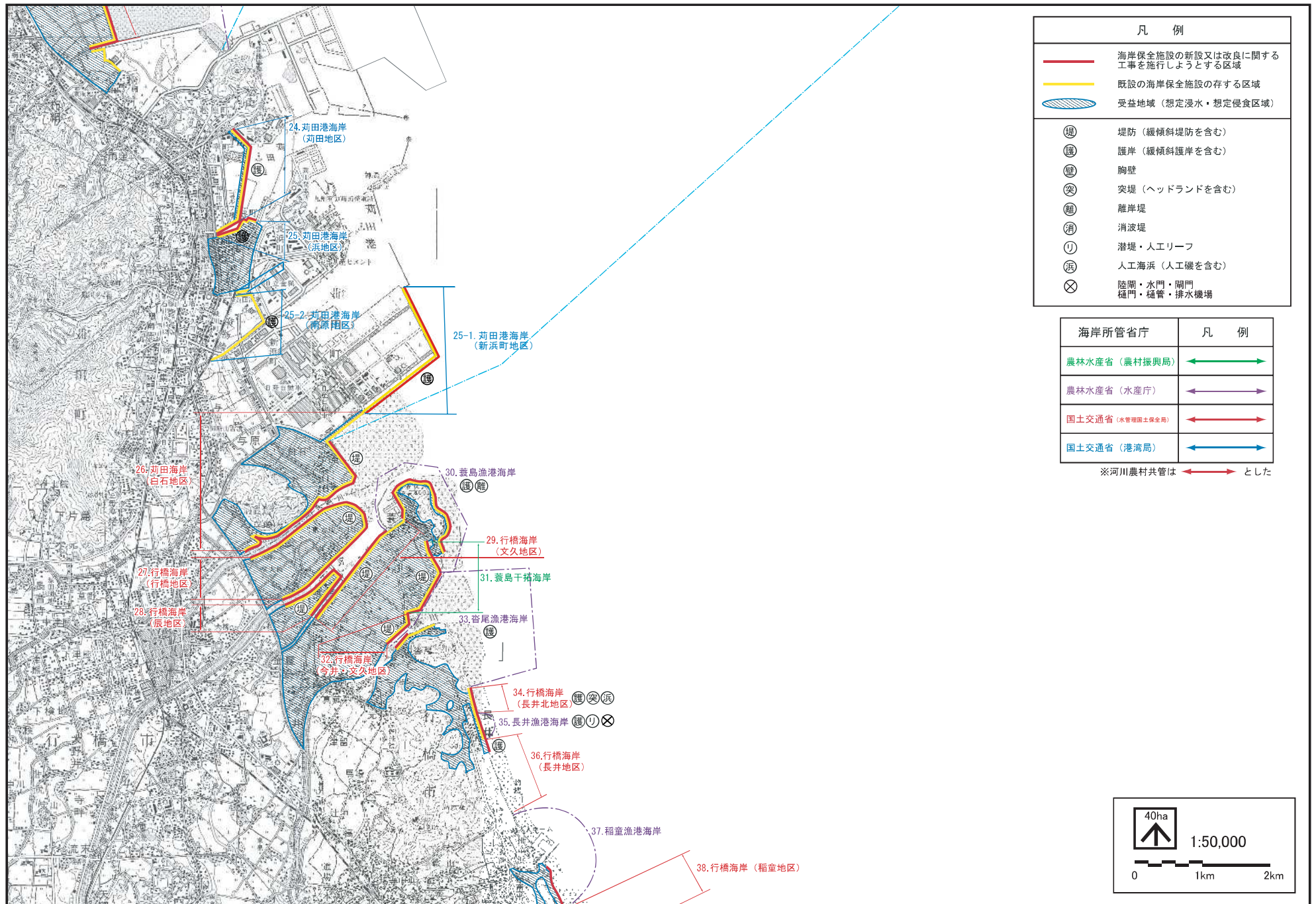
海岸所管省庁	凡 例
農林水産省 (農村振興局)	
農林水産省 (水産庁)	
国土交通省 (水管理国土保安局)	
国土交通省 (港湾局)	

※河川農村共管は とした

海岸保全施設の整備区域、種類、規模、配置及び受益の地域図：(福岡県 3/6)



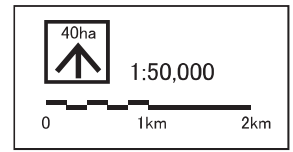
海岸保全施設の整備区域、種類、規模、配置及び受益の地域図：(福岡県 4/6)



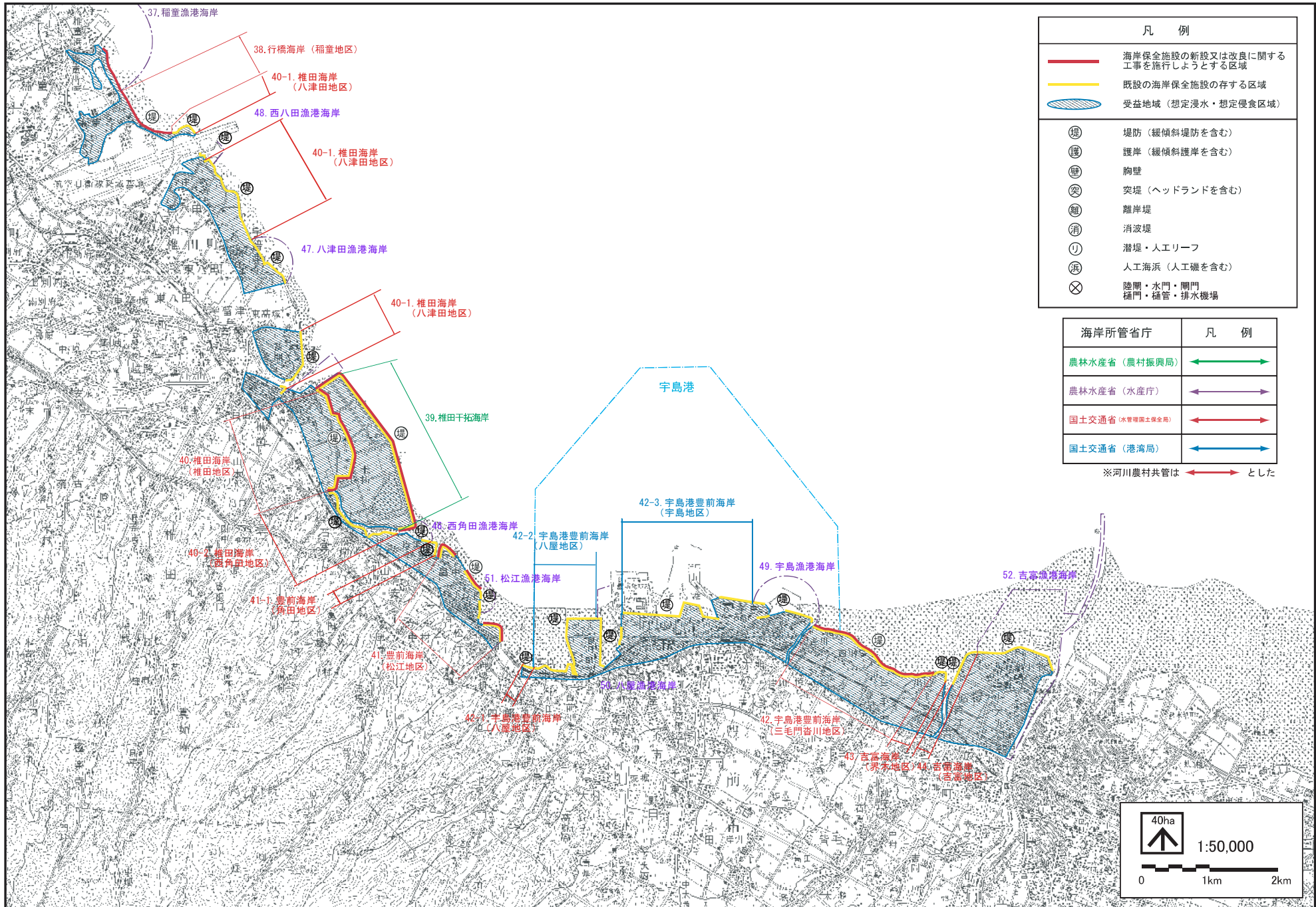
凡 例	
	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	受益地域 (想定浸水・想定侵食区域)
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	消波堤
	潜堤・人工リーフ
	人工海浜 (人工磯を含む)
	陸閘・水門・開門 樋門・樋管・排水機場

海岸所管省庁	凡 例
農林水産省 (農村振興局)	
農林水産省 (水産庁)	
国土交通省 (水管理国土保安局)	
国土交通省 (港湾局)	

※河川農村共管は とした



海岸保全施設の整備区域、種類、規模、配置及び受益の地域図：(福岡県 5/6)

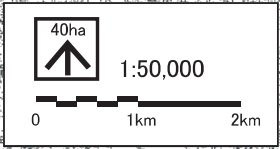


凡例	
—	海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする区域
—	既設の海岸保全施設の存する区域
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）

	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤
	潜堤・人工リーフ
	人工海浜（人工磯を含む）
	陸門・水門・閘門 樋門・樋管・排水機場

海岸所管省庁	凡例
農林水産省（農村振興局）	
農林水産省（水産庁）	
国土交通省（水管理国土保全局）	
国土交通省（港湾局）	

※河川農村共管は とした



海岸保全施設の整備区域、種類、規模、配置及び受益の地域図：（福岡県 6/6）